

平成22年相模原市議会12月定例会付議事件一覧

付議事件

(1)議案	22件
条例	10件
契約	3件
工事委託協定	1件
指定管理者	4件
発売限度額	1件
補正予算	3件
(2)報告	1件
合計	23件

平成22年11月18日招集

議案番号	件名(担当)	主 内 容
87	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	勤務時間に係る規定の整理、休憩時間を1時間とするための規定の改正及び休憩時間の特例に係る規定の追加をするもの (H23.4.1施行)
88	相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	国及び他の地方公共団体における退職手当制度の改正の状況等を勘案し、退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納に係る対象範囲の拡充その他所要の改正をするもの (公布日施行)
89	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	国及び他の地方公共団体における国際機関等に派遣される職員に係る給与の算定方法の改正の状況等を勘案し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の算定方法に係る規定の改正をするもの (公布日施行)
90	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について (企画市民局企画部)	大規模な事業の評価に関する事項を調査審議させるため、相模原市大規模事業評価委員会の設置をするもの (公布日施行)
91	相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	地番の整理により位置の表示の変更をするもの (公布日施行)

9 2	相模原市家庭的保育事業による保育の実施に関する条例について (健康福祉局こども育成部)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項ただし書の規定に基づく家庭的保育事業による保育を行うため、対象児童、家庭的保育者の要件、利用の申込み、家庭的保育者の認定、連携保育所の指定等について所要の定めをするもの (H23.4.1施行。ただし、家庭的保育事業による保育の利用の申込み、家庭的保育者の認定等に係る規定は公布日施行)
9 3	相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について (都市建設局土木部)	<p>道路法施行令(昭和27年政令第479号)の改正及び本市における固定資産税評価額の変動に伴い、道路占用料の額の改定、道路占用料の減免対象物件の追加その他所要の改正をするもの (H23.4.1施行)</p> <p>1 改正の内容</p> <p>(1) 占用料を減額又は免除することができる項目等の追加(第5条関係)</p> <p>ア 応急仮設建築物で被災者の居住の用に供するため必要なもの</p> <p>イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設等を行う鉄道施設</p> <p>(2) 国県道の占用料に係る規定の整理(附則第10項及び第11項並びに附則別表第9関係)</p> <p>神奈川県基準を適用して本市が管理している国道及び県道に係る占用料について、市道の占用料に係る規定と一元化するため、規定を削除するもの</p> <p>(3) 占用料の改定等</p> <p>ア 占用料の改定</p> <p>イ 占用物件に係る項目の追加</p> <p>(ア) 信書便差出箱</p> <p>(イ) 応急仮設建築物</p> <p>(ウ) 歩道等における自転車等を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具</p> <p>ウ 地下埋設管の管径区分の細分化</p> <p>2 相模原市都市公園条例の一部改正</p> <p>相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)において、相模原市道路占用料徴収条例に準じて都市公園の占用許可による使用料の額を規定しているため、同条例の改正に伴い改正するもの</p> <p>3 相模原市認定外道路管理条例の一部改正</p> <p>相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)において、相模原市道路占用料徴収条例に準じて占用料を減額し、又は免除することができる項目を規定しているため、同条例の改正に伴い改正するもの</p>

<p>9 4</p> <p>工事請負契約について (企画市民局財務部)</p>	<p>1 工事の名称 津久井広域道路インターチェンジ接続工事 (その3)</p> <p>2 工事の場所 緑区小倉138番2地先から小倉193番口 地先まで</p> <p>3 契約金額 851,455,500円</p> <p>4 契約の相手方 丸豊建設・日相建設・進建共同企業体 代表者 丸豊建設株式会社 代表取締役 広田 寅彦</p> <p>5 履行期限 本契約締結の日から820日以内</p> <p>6 工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="639 589 1422 797"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>本線 (上下線)</th> <th>本線 (下り線)</th> <th>合流車線</th> <th>仮設道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>570.00m</td> <td>120.00m</td> <td>129.00m</td> <td>180.00m</td> <td>330.00m</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>—</td> <td>22.00m</td> <td>7.00m</td> <td>7.00m</td> <td>9.75m</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td colspan="5">道路土工、法面工、ブロック積工、仮設道路工等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体	本線 (上下線)	本線 (下り線)	合流車線	仮設道路	延長	570.00m	120.00m	129.00m	180.00m	330.00m	幅員	—	22.00m	7.00m	7.00m	9.75m	工種	道路土工、法面工、ブロック積工、仮設道路工等				
区分	全体	本線 (上下線)	本線 (下り線)	合流車線	仮設道路																				
延長	570.00m	120.00m	129.00m	180.00m	330.00m																				
幅員	—	22.00m	7.00m	7.00m	9.75m																				
工種	道路土工、法面工、ブロック積工、仮設道路工等																								
<p>9 5</p> <p>工事請負契約について (企画市民局財務部)</p>	<p>1 工事の名称 津久井広域道路インターチェンジ接続工事 (その4)</p> <p>2 工事の場所 緑区小倉123番6地先から小倉206番3 地先まで</p> <p>3 契約金額 867,615,000円</p> <p>4 契約の相手方 若築建設・安西興業・林建設共同企業体 代表者 若築建設株式会社横浜支店 支店長 一ノ瀬 敏</p> <p>5 履行期限 本契約締結の日から820日以内</p> <p>6 工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="639 1252 1422 1375"> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>612.50m</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>9.75m~10.25m</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>道路改良工、鋼橋上部工、コンクリート橋上部工等</td> </tr> </tbody> </table> <p>橋りょうの概要</p> <table border="1" data-bbox="639 1415 1377 1632"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(仮称)馬込 1号線</th> <th>(仮称)馬込 2号線</th> <th>(仮称)原一の沢橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造</td> <td>PC T桁</td> <td>鋼製箱桁</td> <td>PC T桁</td> </tr> <tr> <td>橋長</td> <td>34.00m</td> <td>56.50m</td> <td>36.00m</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>9.75m</td> <td>9.75m</td> <td>9.75m~10.25m</td> </tr> </tbody> </table>	延長	612.50m	幅員	9.75m~10.25m	工種	道路改良工、鋼橋上部工、コンクリート橋上部工等	区分	(仮称)馬込 1号線	(仮称)馬込 2号線	(仮称)原一の沢橋	構造	PC T桁	鋼製箱桁	PC T桁	橋長	34.00m	56.50m	36.00m	幅員	9.75m	9.75m	9.75m~10.25m		
延長	612.50m																								
幅員	9.75m~10.25m																								
工種	道路改良工、鋼橋上部工、コンクリート橋上部工等																								
区分	(仮称)馬込 1号線	(仮称)馬込 2号線	(仮称)原一の沢橋																						
構造	PC T桁	鋼製箱桁	PC T桁																						
橋長	34.00m	56.50m	36.00m																						
幅員	9.75m	9.75m	9.75m~10.25m																						

<p>96</p> <p>工事請負契約の変更について (企画市民局財務部)</p>		<p>1 工事の名称 公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(1工区)</p> <p>2 工事の場所 相模原市南区上鶴間3丁目1025番1から南区上鶴間本町9丁目948番1まで</p> <p>3 契約の相手方 入江土木・日栄建設・萩原造園土木共同企業体 代表者 株式会社入江土木 代表取締役 入江 功</p> <p>4 本契約締結日 平成21年6月30日</p> <p>5 変更事項 契約金額 変更前 908,250,000円 変更後 1,043,031,150円</p> <p>6 変更の理由 公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事(1工区)の施工場所において、トンネル掘削中、湧水が発生したため、土の崩落を防ぐためにトンネル上部に板を設置するとともに、トンネル上部周辺に薬剤を注入する必要性が生じたこと等から、トンネル掘削完了までに要する経費を増額する必要性が生じたため、契約金額の増額をするもの</p>
<p>97</p> <p>工事委託協定の変更について (都市建設局土木部)</p>		<p>1 工事の名称 相模線南橋本駅橋本駅間都市計画道路大山氷川線立体交差工事</p> <p>2 工事の場所 相模原市中央区小山4丁目802番1ほか</p> <p>3 協定の相手方 東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所長 栗田 敏寿</p> <p>4 本協定締結日 平成20年1月7日</p> <p>5 変更事項 契約金額 変更前 1,710,000,000円 変更後 706,000,000円</p> <p>6 変更の理由 相模線南橋本駅橋本駅間都市計画道路大山氷川線立体交差工事の施工場所において、施工場所近くにある東京電力鉄塔の傾斜を防ぐために地盤改良を行ったが、工事を進める中で想定より地盤に対する影響が小さく、地盤改良を行う面積が減少したこと等から、工事完了までに要する経費が減少したため、委託金額の減額をするもの</p>
<p>98</p> <p>指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)</p>		<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市緑区与瀬1010番地1 名称 特定非営利活動法人湘北福祉会</p> <p>3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

99	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 並木団地</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 名 称 共同企業体ウイツ</p> <p>3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
100	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</p>
101	指定管理者の指定の期間の変更について (環境経済局環境共生部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立相模川ふれあい科学館</p> <p>2 指定管理者 所在地 横浜市金沢区八景島 名 称 株式会社横浜八景島</p> <p>3 変更事項 指定の期間 変更前 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 変更後 平成21年4月1日から平成24年8月31日まで</p> <p>4 変更の理由 相模原市立相模川ふれあい科学館の再整備に係る工事着手の予定時期を変更したことに伴い、現在の指定管理者である株式会社横浜八景島に対する指定の期間を変更するもの</p>
102	当せん金付証券の発売限度額について (企画市民局財務部)	<p>平成23年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するもの</p> <p>発売限度額 4,500,000,000円</p>

103	平成22年度相模原市一般会計補正予算(第3号) (企画市民局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額																											
		千円	千円	千円																											
		234,280,000	400	234,280,400																											
104	平成22年度相模原市一般会計補正予算(第4号) (企画市民局財務部)	234,280,400	2,907,600	237,188,000																											
105	平成22年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (企画市民局財務部)	28,369,000	13,800	28,382,800																											
106	相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (総務局総務部)	<p>本市人事委員会の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与改定の状況等を勘案し、一般職の職員の給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当の改定並びに医療職の職務の級4級の追加その他所要の改正をするもの (H22.12.1施行。ただし、平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定に係る規定は、H23.4.1施行)</p> <p>1 給料月額改定 単位:月</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平均給料月額</th> <th rowspan="2">平均改定額</th> <th rowspan="2">平均改定率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職 給料表(1)</td> <td>円 339,386</td> <td>円 336,997</td> <td>円 △2,389</td> <td>% △0.70</td> </tr> <tr> <td>行政職 給料表(2)</td> <td>316,321</td> <td>313,806</td> <td>△2,515</td> <td>△0.80</td> </tr> <tr> <td>消防職 給料表</td> <td>340,487</td> <td>338,204</td> <td>△2,283</td> <td>△0.67</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>336,915</td> <td>334,529</td> <td>△2,386</td> <td>△0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成22年4月1日現在の額</p> <p>2 地域手当の改定 地域手当の月額を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額から100分の9.5を乗じて得た額に改定するもの</p>			区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率	現行	改正後	行政職 給料表(1)	円 339,386	円 336,997	円 △2,389	% △0.70	行政職 給料表(2)	316,321	313,806	△2,515	△0.80	消防職 給料表	340,487	338,204	△2,283	△0.67	合計	336,915	334,529	△2,386	△0.71
区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率																											
	現行	改正後																													
行政職 給料表(1)	円 339,386	円 336,997	円 △2,389	% △0.70																											
行政職 給料表(2)	316,321	313,806	△2,515	△0.80																											
消防職 給料表	340,487	338,204	△2,283	△0.67																											
合計	336,915	334,529	△2,386	△0.71																											

3 期末手当の支給割合の改定 単位：月

区 分	現 行			改 正 後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.25	1.5	2.75	1.25	1.35	2.6
				1.225	1.375	2.6
特定幹部職員	1.05	1.3	2.35	1.05	1.15	2.2
				1.025	1.175	2.2
再任用職員	0.65	0.85	1.5	0.65	0.8	1.45
				0.65	0.8	1.45

備考 改正後の欄の上段は平成22年度の支給割合、下段は平成23年度以降の支給割合

4 勤勉手当の支給割合の改定 単位：月

区 分	現 行			改 正 後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.7	0.7	1.4	0.7	0.65	1.35
				0.675	0.675	1.35
特定幹部職員	0.9	0.9	1.8	0.9	0.85	1.75
				0.875	0.875	1.75
再任用職員	0.35	0.35	0.7	0.35	0.3	0.65
				0.325	0.325	0.65

備考 改正後の欄の上段は平成22年度の支給割合、下段は平成23年度以降の支給割合

5 医療職の職務の級4級の追加

医療職の職務の級に保健所長の職務又はこれに相当する職務として、4級を追加するもの

107 相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
(総務局総務部)

国の特別職の職員に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合の改定状況等を勘案し、市長等常勤の特別職、教育長及び市議会議員に支給する期末手当の改定をするもの
(H22. 12. 1施行。ただし、平成23年度以降の期末手当の改定に係る規定は、H23. 4. 1施行)

期末手当の改定

単位：月

区 分	現 行			改 正 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市長等常勤の特別職 教育長 市議会議員	1.45	1.65	3.1	1.45	1.5	2.95
				1.4	1.55	2.95

備考 改正後の欄の上段は平成22年度の支給割合、下段は平成23年度以降の支給割合

108 相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例について
(環境経済局環境共生部)

土砂等の埋立て等の一層の適正化を図るため、事前協議、土地所有者の同意、許可申請に係る手数料、保証金の預託及び土地所有者の義務の規定の追加並びに罰則の強化その他所要の改正をするもの

(H23.4.1施行。ただし、事前協議その他許可の手續に關し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるとする規定は、H23.2.1施行)

1 土砂等の埋立て等の許可申請手数料

事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合	1件につき33,000円
事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合	1件につき48,000円

2 土砂等の埋立て等の変更の許可申請手数料

事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合	1件につき23,000円
事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合	1件につき28,000円

3 土砂等の埋立て等の譲受けの許可申請手数料

事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合	1件につき23,000円
事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合	1件につき28,000円

4 保証金の使途

保証金を徴収する理由	単位	金額
土砂等の埋立て等の適正な施工並びに事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため	搬入する土量 1立方メートル当たり	200円

報告番号	件名(担当)	主 内 容
21	専決処分の報告について (総務局総務部)	本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (199,735円)の決定の専決処分
		本市軽乗用車による交通事故に係る損害賠償額 (812,029円)の決定の専決処分
		本市救急自動車による交通事故に係る損害賠償額 (59,000円)の決定の専決処分
		本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (316,544円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (46,725円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (197,000円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (241,270円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (19,455円)の決定の専決処分